

「取引説明書 店頭外国為替証拠金取引 ～EZ Deal(イージーディール)～」の改定に係る新旧対照表

平成 29 年 7 月 20 日改定

改定後（新）	改定前（旧）
<p>序文（目次の前）</p> <p><u>店頭外国為替証拠金取引（以下「店頭 FX 取引」又は「本取引」といいます。）をされるに当たっては、この店頭外国為替証拠金取引説明書（以下「本説明書」といいます。）及び別途交付する「取引約款」の内容を十分に読んでご理解下さい。</u></p> <p><u>店頭 FX 取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあり、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合のみ、ご自身の責任と判断によりお取引いただきますようお願いいたします。</u></p> <p>目次</p> <p>重要事項2</p> <p>店頭外国為替証拠金取引のリスクについて3</p> <p>自動売買に関する注意喚起7</p>	<p>序文（目次の前）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>目次</p> <p>重要事項 2</p> <p>店頭外国為替証拠金取引のリスクについて 3</p> <p>自動売買に関する注意喚起 7</p>

CHAPTER 1. 取引開始までの流れ	8	CHAPTER 1. 取引開始までの流れ	8
1 取引口座	8	1 取引口座	8
2 本人確認	9	2 本人確認	9
3 ID <u>および</u> パスワード	10	3 ID <u>および</u> パスワード	10
4 取引プラットフォームのダウンロード	10	4 取引プラットフォームのダウンロード	10
CHAPTER 2. 取引概要	12	CHAPTER 2. 取引概要	12
1 取引時間・注文受付時間	12	1 取引時間・注文受付時間	12
2 取引通貨・取引レート・スワップポイント	12	2 取引通貨	12
3 証拠金	13	3 証拠金	13
4 注文	14	4 注文	14
5 入出金	16	5 入出金	16
6 ロスカット	17	6 ロスカット	17
7 両建てとなる取引	18	7 両建てとなる取引	18
8 取引に関する書面	18	8 取引に関する書面	18
9 取引口座の維持等	18	9 取引口座の維持等	18
10 税金について	18	10 税金について	18
11 契約の終了事由	19	11 契約の終了事由	19
12 資産の保全	19	12 資産の保全	19
13 特定投資家	19	13 特定投資家	19
CHAPTER 3. 店頭 FX 取引に関する禁止行為	21	CHAPTER 3. 店頭 FX 取引に関する禁止行為	21
CHAPTER 4. 会社概要	24	CHAPTER 4. 会社概要	24
CHAPTER 5. 取引用語	25	CHAPTER 5. 取引用語	25
序文（目次の後）		序文（目次の後）	

本説明書は、EZ インベスト証券株式会社（以下、「当社」といいます。）が金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第 37 条の 3 の規定に基づきお客様に交付する書面で、同法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第 1 号に規定する取引に該当する通貨の売買取引である店頭 FX 取引について説明します。

【店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について】

1. お客様が行う店頭 FX 取引の総取引額（想定元本）は、その取引についてお客様が預託した証拠金の額に比べて大きくなります。
2. お客様が行う店頭 FX 取引は元本が保証された取引ではありません。取引を開始された後、外国為替相場の価格（通貨の価格）がお客様にとって不利な方向に変動した場合、お客様は損失を被る恐れがあります。また、当該損失の額がお客様の預託した証拠金の額を上回る（元本超過損）おそれがあります。

この店頭外国為替証拠金取引説明書（以下「本説明書」という。）は、EZ インベスト証券株式会社（以下、「当社」という。）が金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき、当社がお客様との間で店頭外国為替証拠金取引（以下、「店頭 FX 取引」という。）の契約を締結する際に、あらかじめお客様に交付することが義務付けられている契約締結前交付書面です。お客様におかれましては、本説明書及び別に交付する「取引約款」をよくお読みいただき、取引の仕組み、内容、危険性等について十分にご理解の上、ご自身の責任と判断によりお取引いただきますようお願いいたします。

【店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について】

1. お客様が行う店頭 FX 取引の総取引額は、その取引についてお客様が預託した証拠金の額に比べて大きくなります。
2. お客様が行う店頭 FX 取引は元本が保証された取引ではありません。取引を開始された後、外国為替相場の価格（通貨の価格）がお客様にとって不利な方向に変動した場合、お客様は損失を被る恐れがあります。また、当該損失の額がお客様の預託した証拠金の額を上回るおそれがあります。

<p>3. お客様が行う店頭 FX 取引において、売買に関する取引手数料は無料です。ただし、お客様が売ることができる価格（ビッド）と買うことができる価格（アスク）には差があり、<u>この価格差が、お客様にとって実質的な取引コストとなります。</u></p> <p>4. 外国為替相場の状況の急変により、ビッドとアスクの価格差（スプレッド）が通常より広がる可能性及び意図した取引ができない可能性があります。</p> <p>5. 取引対象である通貨の金利が変動することにより、金利差調整額であるスワップポイントが<u>変動し、受取りから支払いに転じることがあります。</u></p> <p>6. お客様が行う店頭 FX 取引では、損失額が一定の水準を超えた場合に、<u>当社が定めた方法により、お客様のポジションを自動で決済するロスカット制度が設けられていますが、当該制度はお客様の損失の額を一定の範囲に限定することを保証するものではなく、相場状況によっては、お客様の損失の額が、お客様の預託した証拠金の額を上回る可能性があります。</u></p> <p>7. お客様が行う店頭 FX 取引は、インターネットを利用</p>	<p>3. お客様が行う店頭 FX 取引において、売買に関する取引手数料は無料です。ただし、お客様が売ることができる価格（ビッド）と買うことができる価格（アスク）には差があり、<u>ある瞬間におけるビッドはアスクよりも低くなります。</u></p> <p>4. 外国為替相場の状況の急変により、ビッドとアスクの価格差（スプレッド）が通常より広がる可能性及び意図した取引ができない可能性があります。</p> <p>5. 取引対象である通貨の金利が変動することにより、金利差調整額であるスワップポイントが受取りから支払いに転じることがあります。</p> <p>6. お客様が行う店頭 FX 取引では、損失額が一定の水準を超えた場合、<u>当社が定めた方法により、お客様のポジションを自動で決済するロスカット制度を設けられていますが、当該制度はお客様資産の一定額を保証するものではなく、相場状況によりお客様の損失の額が、お客様の預託した証拠金の額を上回る可能性があります。</u></p> <p>7. お客様が行う店頭 FX 取引は、インターネットを利用</p>
---	--

<p>した取引であるため、通信障害、システム障害、又は異常レート¹⁾の配信等により、取引不能、約定の取消し又は注文価格から乖離した価格による約定となる可能性があり、その結果としてお客様が損失を被ることとなる可能性があります。</p> <p>8. お客様の注文約定後に当該注文に係る契約を解除すること〔金融商品取引法第 37 条の 6（クーリング・オフ）〕はできません。</p> <p>9. 当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的として次の業者との間でカバー取引を行っています。</p> <p>カバー取引先：株式会社 AFT（金融商品取引業者 登録番号：関東財務局長（金商）第 250 号）</p> <p>（なお、上記カバー取引先は、当社との取引については、<u>Dukascopy Bank SA（銀行業、スイス監督を受けている外国当局：スイス金融市場監査局（FINMA））</u>に対してカバー取引を行っております。）</p> <p>10. 当社は、<u>金商法第 43 条の 3 及び金融商品取引業者等</u></p>	<p>した取引であるため、通信障害、システム障害、異常レート¹⁾の配信等により、取引不能、約定の取消し又は注文価格から乖離した価格での約定となる可能性があり、その結果としてお客様が損失を被ることとなる可能性があります。</p> <p>8. お客様の注文約定後に当該注文に係る契約を解除すること〔金融商品取引法第 37 条の 6（クーリング・オフ）〕はできません。</p> <p>9. 当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的として次の業者との間でカバー取引を行っています。</p> <p>カバー取引先：株式会社 AFT（金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第 250 号）</p> <p><u>インターバンク：Dukascopy Bank SA（銀行業：スイス銀行法に規定されるあらゆる銀行業務監督を受け外国当局：スイス金融市場監査局（FINMA）</u></p> <p>10. 当社は、お客様からお預かりした証拠金について、フ</p>
--	---

に関する内閣府令第 143 条から第 145 条の規定に基づき、お客様からお預かりした証拠金を、ファースト信託株式会社の顧客区分管理信託口において当社の固有財産とは区分して管理しております。信託による保全の対象となるのは、お客様より預託された証拠金に、取引による評価損益及び実現損益並びにスワップポイントによる損益を加減した金額（信託必要額）とし、当社はこの金額を毎営業日算出いたします。信託会社に信託された金額が信託必要額を満たさない状態となった場合は、当社は、その日の翌日から起算して 2 営業日以内に、信託先に対して追加信託を行います。

11. お客様が行う店頭 FX 取引は相対取引であるため、お客様の取引の相手方である当社、当社のカバー取引先又は当社の主要な取引先金融機関等のいずれかの業務又は財産の状況が悪化した場合は、証拠金その他のお客様の資金の返還が困難になり、お客様が損失を被る可能性があります。

ファースト信託株式会社の顧客区分管理信託口において当社の固有財産とは区分して管理しております。なお、証拠金が信託口座へ入金されるまでの間は係る信託に基づく信託保全の対象となりませんが、その間においては金融庁長官の指定する金融機関において、お客様の証拠金であることがその名義により明らかな預金口座にて、当社の固有財産とは区分して管理しております。

11. お客様が行う店頭 FX 取引は相対取引であるため、お客様の取引の相手方である当社、当社のカバー取引相手若しくはお客様の資金の預託先のいずれかの業務又は財産の状況が悪化した場合は、証拠金その他のお客様の資金の返還が困難になることで、お客様が損失を被る可能性があります。

【店頭外国為替証拠金取引のリスクについて】

店頭 FX 取引は全てのお客さまに無条件に適しているものではなく、以下に掲げるような固有リスクが存在し、かつ、その他にも様々なリスクが想定されます。お客様の知識、経験、財産の状況、及び取引の目的等、様々な観点から、お客様ご自身がお取引を開始されることが適切であるかについて十分にご検討していただきますようお願いいたします。

（価格・指数変動リスク）

取引対象通貨の価格（相場）又は金利の変動により、損失が発生し、また、証拠金額以上の損失（元本超過損）を被る可能性があります。

（信用リスク）

当社、当社のカバー取引先、又は当該カバー取引先が取引を行う相手方である金融機関等において、業務又は財産の状況が急激に悪化した場合、証拠金の入出金を含むお客様とのお取引全般が一時停止又は遅延する可能性があります。万が一当社が破綻した場合には、破綻した時点において信託保全されている資産は全て保護され、お客様へ返還されます。しかしながら、信託保全必要額は営業日ごとに算定され、不足が生じた場合は当該算定を行った日から 2 営業日後に追加信託を行うシステムであるため、算定日における信託保全必要額と信託財産の金額が一致しない場合があります。したがって、信託保全された額と当日の信託保全必要額の差の部分に関しては信用リスクが存在し、これによりお客様の証拠金の一部が返

【店頭外国為替証拠金取引のリスクについて】

店頭 FX 取引は全てのお客さまに無条件に適しているものではなく、以下に掲げるような固有リスクが存在し、その他様々なリスクが想定されます。お客様の知識、経験、財産の状況、および取引の目的等、様々な観点から、お客様ご自身がお取引を開始されることが適切であるかについて十分にご検討していただきますようお願いいたします。

（価格・指数変動リスク）

店頭 FX 価格や指標の変動により、証拠金額以上の損失を被る可能性があります。

（信用リスク）

当社、WL およびカバー先といわれる提携金融機関等の業務や財産の状況の悪化等により、証拠金の一部が返還されず、損失を生じる可能性があります。

還されずに損失となるリスクがあります。

(為替リスク)

決済通貨が日本円でない通貨ペアを取引された場合、決済通貨の円換算に適用される外国為替レートの変動によってお客様の最終的な取引損益は変動します。

(流動性リスク)

原資産の取引市場又はカバー先の提供する流動性の低下に伴い、当社が提供する店頭 FX 取引における流動性が低下することがあります。当社はお客様への取引価格の配信を停止することもあり、配信再開に至るまでの時間帯においては、取引（お客様による注文の発注及び変更並びにポジションの確認、当社にて受注済みの注文の約定、並びに自動ロスカットの執行）の一部又は全部が停止又は遅延するリスクがあります。また、当社が取引価格の配信が停止した場合は、停止前にお客様から受注した指値注文及び逆指値注文、並びに自動ロスカットの執行は、取引再開時のレートを基準として判定及び約定が行われます。したがって、価格配信の停止時に相場の急激な変動があった場合、お客様が指定した価格よりも大幅に乖離した価格による約定が発生する可能性もあり、また、お預けになった証拠金を超える額の損失（元本超過損）が生じる恐れもあります。

(為替リスク)

外国為替に関連する商品を取引した場合、新規約定時と決済時に適用される外国為替レートの変動により多大な損失を被るおそれがあります。

(流動性リスク)

流動性の低下に伴い、当社が提示する店頭 FX の流動性が低下することがあり、取引ができないリスクがあります。また、相場状況やお客様の注文数量、通信環境等によって市場レートと乖離が発生し、約定が遅くなるリスクがあります。

(取引、注文に関するリスク)

本取引において、損失を限定させるための逆指値注文は、取引価格が一方向にかつ急激に変動する場合等には有効に機能せず、お客様が指定された価格よりも不利な価格で約定され、不測の損失を被る可能性があります。特に、市場に大きな影響を及ぼす事件等が週末等の取引時間外に発生した場合は、直近の終値と取引再開後の始値に乖離が発生するリスクが高いため、週末を持ち越す逆指値注文の利用には注意が必要となります。

(相対取引にかかるリスク)

本取引は、お客様と当社との相対取引になります。当社がお客様に提示する店頭 FX の価格は、当社のカバー取引先が当社へ配信する価格を基に当社が独自に生成し、提示する価格です。そのため、提示する為替レートは他の情報（テレビやインターネット等）又は他の業者が配信する価格とは同一ではなく、それらと比較して不利な価格で成立する可能性もあります。

(金利変動リスク)

店頭 FX 取引は、通貨の交換を行うと同時に金利の交換も行われます。二つの通貨間の金利の差に基づき、スワップポイントの受け払いが発生します。スワップポイントは各国の経済状況や金融政策等を反映しており、常に予告なく変動します。金利の変動に伴い、それまで受取

(取引、注文に関するリスク)

本取引において、損失を限定させるための逆指値注文は、店頭 FX の価格が一方向にかつ急激に変動する場合等には有効に機能せず、お客様が指定された価格よりも不利な価格で約定され、不測の損失を被る可能性があります。特に、週末の重要ニュースなどにより前週終値と今週始値の乖離が発生するリスクが高く、週末をまたぐ逆指値注文の利用には注意が必要となります。

(相対取引にかかるリスク)

本取引は当社との相対取引になります。証券会社がお客様に提示する店頭 FX の価格は、Dukascopy Bank SA の価格を基に当社が独自に提示する価格です。そのため提示する為替レートは他の情報（テレビやインターネット等）とは同一ではなく、不利な価格で成立する可能性もあります。

(金利変動リスク)

店頭 FX 取引は、通貨の交換を行うと同時に金利の交換も行われます。そのためスワップポイントの受け払いが発生します。スワップポイントは各国の経済状況や金融政策等を反映しており、日々変動します。それに伴い、常に受け払いされる金利が一定とは限りません。

であったスワップポイントが支払へと転じる場合もあります。

(システム等のリスク)

当社の取引システム（当社のカバー先及び当社のシステムに関する委託先等が提供するシステムを含みます。）又は当社システムとお客様の端末を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取り消しその他の操作が行えない可能性があります。また、取引は正常に行える場合においても、提示レート及び取引プラットフォーム上にて配信される情報の誤り又は遅延が発生し、実勢レートと乖離した価格での約定、又は約定の取消しが行われる可能性があります。これら正常ではない状態における約定等については、当社の判断により対応方法を決めます。

(レバレッジ効果によるリスク)

本取引は、レバレッジ効果（てこの作用）があり、差し入れた証拠金と比べ何倍もの大きな金額（想定元本）の取引が可能となります。そのため、証拠金の額と比較して、わずかな価格の変動により大きな利益を得ることが可能な反面、大きな損失をこうむるリスクがあります。また、お客様がお預けの証拠金を超える額の損失（元本超過損）が発生するリスクもあります。

(スリッページリスク)

(システム等のリスク)

取引に関連したお客様、当社、カバー先、通信会社等のシステム障害が発生した場合等には、情報配信、注文の発注・執行・訂正・取り消し等が遅延、不可能になる場合があり、不測の損失を被る可能性があります。

(レバレッジ効果によるリスク)

本取引は、レバレッジ効果（てこの作用）により比較的少額の証拠金を差し入れることで、証拠金の何倍もの大きな元本金額の取引が可能となります。そのため、少額の証拠金によりわずかな価格の変動で大きな利益を得ることが可能ですが、反対に、証拠金を超える大きな損失を被る可能性もあります。

(スリッページリスク)

スリッページとは、お客様がご利用の端末と当社取引システムとの間の通信時間差及びお客様の注文を受注後の当社取引システムにおける約定処理に要する時間により、お客様の発注時の注文価格と実際の約定価格との間に価格差が発生することをいい、お客様にとって有利となる場合もあれば、不利となる場合もあります。お客様が成行注文、指値注文、逆指値注文等を行う際、取引の発注時に取引画面に表示されている注文価格と、実際の約定した価格との間に差が生じる場合があります。

また、注文の発注から約定に至るまでの間に取引停止時間帯（週末を含みます。）がある場合は、取引停止時と取引再開時の価格の乖離により、大きな幅のスリページが発生するリスクがあります。取引停止時（週末の取引終了時を含みます。）に発注されおり、かつ未約定であった全ての注文（指値、逆指値、及びロスカット執行）は、取引再開時にて、取引再開時点の価格により執行の判定が行われます。したがって、週末その他の取引時間外において相場に影響を与える事象が発生し、週末（又は取引停止時）の終値（クローズ価格）から週初（又は取引再開時）の始値（オープン価格）の間に大きな乖離が発生した場合は、スリページが予想外に拡大する可能性がありますのでご注意ください。取引種別ごとのスリページの詳細や各注文の特性については、後述する「Chapter 2-4. 注文」の「1. 注文の種類」をご参照ください。

スリッページとは、お客様ご利用の端末と当社取引システムとの間の通信時間差及びお客様の注文を受注後の当社取引システムにおける約定処理に要する時間により、お客様の発注時の注文価格と実際の約定価格との間に価格差が発生することをいい、お客様にとって有利となる場合もあれば、不利となる場合もあります。特に、重要経済指標発表又はその他政治、経済情勢の影響等、週末発生した突発事象、重要な国際イベントの開催、週末の終値（クローズ価格）から週初の始値（オープン価格）の間に乖離が大きい場合、スリページが予想外に拡大する場合がありますので、ご注意ください。お客様が成行注文、指値注文、逆指値注文等を行う際、取引の発注時に取引画面に表示されている注文価格と、実際の約定した価格との間に差が生じる場合があります。

(オンライン取引に関するリスク)

オンライン取引ではお客様が売買注文の入力を誤った場合、意図した注文が成立しない、又は意図しない注文が成立する可能性があります。また、当社又はお客様の通信機器、通信回線、その他のシステム機器等の故障・障害等により、一時的若しくは一定期間取引ができない又は注文が遅延する可能性があります。

オンライン取引は、電子認証に用いられる ID・パスワード等の情報が、窃盗・盗難により洩れた場合、その情報を第三者が悪用することでお客様に何らかの損失が発生する可能性があります。

(ロスカットに伴うリスク)

お客様の使用証拠金が有効証拠金（証拠金額に対して未決済建玉による差損益額を加減した額）が必要証拠金額（建玉を維持するのに必要な証拠金額）以下となった時点にて、お客様の建玉（ポジション）は、お客様への事前の通知が行われることなく、自動的かつ強制的に反対売買により決済されます（ロスカット）。しかし、ロスカットは、お客様の必要証拠金の額が確保されること、又はお客様の損失を一定範囲内に限定することを保証するものではなく、相場が急激に変動した場合等は、ロスカット執行の結果によりお客様の預託した証拠金の額を上回る額の損失（元本超過損）が発生するおそれがあります。また、取引時間外である又は相場変動若しくは流動性の枯渇等の事由により、直ちにロスカットによる反対売買が執行できない場合もあり、こ

(オンライン取引に関するリスク)

オンライン取引ではお客様が売買注文の入力を誤った場合、意図した注文が成立しない、もしくは意図しない注文が成立する可能性があります。また、当社又はお客様の通信機器、通信回線、システム機器等の故障・障害等により、一時的又は一定期間取引ができないもしくは注文が遅延する可能性があります。

オンライン取引は、電子認証に用いられる ID・パスワード等の情報が、窃盗・盗難により洩れた場合、その情報を第三者が悪用することでお客様に何らかの損失が発生する可能性があります。

(ロスカットに伴うリスク)

お客様の使用証拠金が有効証拠金を上回った場合、お客様に事前に通
知することなく、お客様の取引を強制的に終了させる（ロスカット）
ことがあります。また、そのためのルールを設けています。しかし、
ロスカットはお客様の必要証拠金の一定額を保証するものではなく、
相場が急激に変動した場合は損失額が受入証拠金の額を上回るおそれ
があり、取引時間外等により直ちに反対売買ができない場合、取引開
始までの相場変動により損失が拡大する可能性があります。

れにより損失が拡大する可能性があります。

自動売買に関する注意喚起

本取引では、EZ Deal という取引プラットフォームで自動売買取引のためのプログラム（ストラテジー）を実行し、自動売買取引を行うことが可能です。自動売買については以下の各項目に十分ご留意いただき、ご自身の判断と責任において行っていただきますようお願いいたします。

- ① (略)
- ② (略)
- ③ (略)
- ④ (略)
- ⑤ (略)
- ⑥ (略)
- ⑦ お客様がストラテジー等を利用する場合、プログラムの内容によっては、当社又はそのカバー先が運営管理するサーバー等の機器に対して過剰な負荷若しくは障害を与える可能性があるため、事前の通知なく当該ストラテジー等をご利用のお客様の取引並びに取引システムへのログインの停止を行う場合があります。
- ⑧ EZ Deal は、Dukascopy Bank SA 社(本社:スイス)の開発した取引プラットフォームであり、EZ Deal は Dukascopy Bank SA 社

自動売買に関する注意喚起

本取引では、EZ Deal という取引プラットフォームで自動売買取引のためのプログラム（ストラテジー）を実行し、自動売買取引を行うことが可能です。自動売買については以下の各項目に十分ご留意いただき、ご自身の判断と責任において行っていただきますようお願いいたします。

- ① (略)
- ② (略)
- ③ (略)
- ④ (略)
- ⑤ (略)
- ⑥ (略)
- ⑦ お客様がストラテジー等を利用する場合、プログラムの内容によっては、当社またはそのカバー先が運営管理するサーバー等の機器に対して過剰な負荷若しくは障害を与える可能性があるため、事前の通知なく当該ストラテジー等をご利用のお客様の取引並びに取引システムへのログインの停止を行う場合があります。
- ⑧ EZ Deal は、Dukascopy Bank SA 社(本社:スイス)の開発した取引プラットフォームであり、EZ Deal は Dukascopy Bank SA 社

の代理店より当社がシステム提供を受け、お客様に提供している商品の為、同社、代理店及び当社が当該システムの提供を休止又は廃止した場合は、EZ Deal はご利用頂けなくなります。

⑨ (略)

■ Chapter 1. 取引開始までの流れ

Chapter 1-1. 取引口座

(略)

【個人のお客様の場合】

1. 本取引の特徴、仕組み、リスク等について十分に理解し、「取引約款」、本取引説明書その他の交付書面の内容に全て同意して頂き、ご自身の責任と判断で取引できること。
2. 当社が定める基準を原則満たしていること（原則として、以下に掲げるとおりです。）。
 - ① (略)
 - ② 当社から電子メール又は電話で直接口座開設者ご本人と常時連絡をとることができること
 - ③ (略)
 - ④ (略)
 - ⑤ 日本国内に居住する満 20 歳以上及び 80 歳未満の行為能力

の代理店より当社がシステム提供を受け、お客様に提供している商品の為、同社、代理店及び当社が当該システムの提供を休止または廃止した場合は、EZ Deal はご利用頂けなくなります。

⑨ (略)

■ Chapter 1. 取引開始までの流れ

Chapter 1-1. 取引口座

(略)

【個人のお客様の場合】

1. 本取引の特徴、仕組み、リスク等について十分に理解し、「取引約款」及び本取引説明書の内容に全て同意して頂き、ご自身の責任と判断で取引できること。
2. 当社が定める基準を原則満たしていること（個人のお客様の場合の主な基準は以下に掲げるとおりです。）。
 - ① (略)
 - ② 当社から電子メールもしくは電話で直接口座開設者ご本人と常時連絡をとることができること
 - ③ (略)
 - ④ (略)
 - ⑤ 日本国内に居住する満 20 歳以上 75 歳未満の行為能力を有す

を有する個人（成年被後見人、被保佐人、被補助人を除く。）であること。

⑥ (略)

⑦ (略)

⑧ (略)

⑨ (略)

⑩ (略)

⑪ (略)

⑫ 金融商品取引業者等において FX 取引業務に従事する役員
でないこと

(削除)

※「反社会的勢力」には、法令その他の事情を総合的に勘案し当
社が反社会的勢力又はこれに類するとみなしたものも含まれます。

Chapter 1-2. 本人確認

犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）の規定
につき、当社では、お客様に対し所定の本人確認を行います。お客様は、
口座開設に係るお手続き及び口座開設後に当社が求める際には、所定の本人
確認書類をご提出いただく必要がございます。本人確認手続及び必要と
なる本人確認書類の詳細につきましては、当社 WEB サイトをご参照くだ

る個人（成年被後見人、被保佐人、被補助人を除く。）であること。

⑥ (略)

⑦ (略)

⑧ (略)

⑨ (略)

⑩ (略)

⑪ (略)

⑫ デリバティブ取引業務に従事する従業員でないこと

【法人のお客様の場合】

法人口座は取り扱っておりません。

Chapter 1-2. 本人確認

犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）に基づ
き、当社におきましては、お客様ご本人の確認を徹底する目的で運転免許
証、住民票の写し等をご提出して頂いております。ご利用頂けるご本人確
認書類は下記の通りです。

さい。
併せて、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」につき、口座開設のお手続の際にはお客様のマイナンバー（個人番号又は法人番号）を確認できる書類をご提出いただきます。マイナンバーのご提示に係るお手続の詳細につきましては、当社 WEB サイトをご参照ください。

(以下削除)

【個人のお客様の場合】

マイナンバー確認書類

いずれか 1 点をご提出ください

マイナンバー確認書類	ご提出方法	備考
①マイナンバー通知カードのコピー	口座開設申込み受付通知	裏面に記載
＝	メールにてご案内します	さい
②個人番号カードのコピー	口座開設申込み受付通知	必ず表裏両
	メールにてご案内します	
③マイナンバーの記載された住民票の写し（原本）	口座開設申込み受付通知	作成もしくは
	メールにてご案内します	ご提出ください

※①および③は、下表の本人確認書類のいずれか 1 点（顔写真のないものは 2 点）と併せてご提出ください

※②については、別途本人確認書類を提出いただく必要はありません

本人確認書類

いずれか 1 点（顔写真のないものは 2 点）をご提出ください

ご本人確認書類	ご提出方法	備考
①各種健康保険証（共済組合員証は健康保険証に準じます。）のコピー	次のいずれかの方法	介護保険
	①スキャン画像等を電子メールに添付	す
②運転免許証のコピーまたは運転経歴証明書	②郵送	住所、氏 顔写真が
③住民基本台帳カードのコピー		住所、氏

	④外国人登録証明書のコピー		2012年	7月9日に外国
	⑤在留カードのコピー		止されて	特別永住者証明
	⑥特別永住者証明書のコピー		たが、現在お持ちの外国	特別永住者証明
	⑦住民票の写し（原本）	郵送による方法のみ受け付	作成もし	くは発行から3
	⑧住民票記載事項証明書（原本）	けています	ご提出く	ださい
	⑨印鑑登録証明書（原本）			
<p>※①～⑥は、有効期限内又は現在有効な物の写しに限ります（裏面に記載がある場合は裏面もご提出ください）</p> <p>※④～⑥については記載の有無にかかわらず裏面もご提出ください</p> <p>※⑤について現在お持ちの外国人登録証明書は、原則として、旧外国人登録法に基づく次回確認（切替）申請期間の始期である本人の誕生日までとなっています。但し、次回確認が3年以内に到来する場合は、3年以内がその期限です</p> <p>※本籍が記載されている本人確認書類をご提出いただく場合、本籍と現住所が異なる場合には本籍を黒く塗りつぶして頂きますようお願い致します（本籍が現住所と同じ場合は塗りつぶさずにそのままお送り下さい）</p> <p>※上記の書類に加え、当社が定める確認書類をご提出いただく場合があります</p> <p>【法人のお客様の場合】</p> <p>法人口座は取り扱っておりません。</p>				

Chapter 1-3. ID 及びパスワード

当社では、口座開設のお申込に関する審査を行った後に、お客様の本人確認書類に記載された住所宛に転送不要の簡易書留郵便にて、お客様専用 Web ページ（以下「マイページ」といいます。）の ID、お取引口座の ID 及びパスワードを記載した口座開設通知書を送付いたします。この書類が正常に到達した時点において、口座開設手続きが完了します。

【注意事項】

1. 転送不要指定の簡易書留郵便の不着等により本人確認がとれない場合は、取引を開始することができません。取引に必要な ID 等は、郵送でのみ通知いたします。
2. ID 及びパスワードを紛失又は失念された場合は、当社カスタマーサポート（0120-554-162）までご連絡ください。当社においてお客様ご本人であることを確認させていただき、対応させていただきます。なお、パスワードにつきましては、セキュリティ保全の観点から電話等でお知らせすることはできませんので、予めご了承ください。
3. 当社が発行する各パスワードは初期パスワードとなります。パスワードは、お客様ご自身で当社ホームページ「マイページ」より

Chapter 1-3. ID 及びパスワード

ご本人確認及び口座開設審査承認後、ご本人確認書類に記載された住所地に転送不要郵便にて口座開設通知書を送付させていただき、口座開設手続きが完了します。

【注意事項】

1. 転送不要郵便の不着等によりご本人確認ができない場合は、取引を開始することができません。ID 等は郵送により通知いたします。
2. ID 及びパスワードを紛失若しくは失念された場合は、当社カスタマーサポート（0120-554-162）までご連絡ください。当社においてお客様ご本人であることを確認させていただき、対応させていただきます。なお、パスワードにつきましては、セキュリティの観点から電話等でお知らせすることはできませんので、予めご了承ください。
3. 当社が発行するパスワードは初期パスワードとなります。パスワードは、お客様ご自身で当社ホームページ「マイページ」より変

変更していただきますようお願いいたします。

Chapter 2-1. 取引時間・注文受付時間

1. 取引時間・注文受付時間

当社が別途指定する特定日及びメンテナンス時間を除き、原則として下表の時間帯に取引が可能です。成り行き注文及び決済注文（選択決済及び一括決済。）は取引時間内に限り受注します。その他の注文（指値注文等）はメンテナンス時間を除き、下表の時間帯にてお受けいたします。なお、特定日についてはウェブサイト等で事前に告知します。

（略）

2. ログイン停止時間・メンテナンス時間

非営業時間帯(米国東部標準時間 標準期間中：(日本時間) 土曜日午前7時～月曜日午前7時、夏時間期間中：(日本時間) 土曜日午前6時～月曜日午前6時)は、予告なしにEZ Deal のメンテナンスを行わせていただく場合がございます。

メンテナンス中はEZ Deal にログイン可能であっても、取引はできません。

また、EZ Deal 自体が稼働しない、又はログインできた場合でもチャートが表示されなくなるなど、EZ Deal をご利用いただけな

更していただきますようお願いいたします。

Chapter 2-1. 取引時間・注文受付時間

1. 取引時間・注文受付時間_当社が別途指定する特定日ならびにメンテナンス時間を除き、原則として下表の時間帯に取引が可能です。成り行き注文及び決済注文（選択決済及び一括決済。）は取引時間内に限り受注します。その他の注文（指値注文等）はメンテナンス時間を除き、下表の時間帯にてお受けいたします。なお、特定日についてはウェブサイト等で事前に告知します。
(略)

2. ログイン停止時間・メンテナンス時間

非営業時間帯(米国東部標準時間 標準期間中：(日本時間) 土曜日午前7時～月曜日午前7時、夏時間期間中：(日本時間) 土曜日午前6時～月曜日午前6時)は、予告なしにEZ Deal のメンテナンスを行わせていただく場合がございます。

メンテナンス中はEZ Deal にログイン可能であっても、取引はできません。

また、EZ Deal 自体が稼働しなかったり、ログインできた場合でもチャートが表示されなくなるなど、EZ Deal をご利用いただけなくなる場合もございますのでご理解の程宜しくお願い申し上げます。

くなる場合もございますのでご理解の程宜しくお願い申し上げます。

Chapter 2-2. 取引通貨・取引レート・スワップポイント

1. 取引通貨ペア

取引可能な通貨ペアは、AUD/CAD、AUD/CHF、AUD/JPY、AUD/NZD、AUD/USD、CAD/JPY、CAD/CHF、CHF/JPY、EUR/AUD、EUR/CAD、EUR/CHF、EUR/GBP、EUR/JPY、EUR/NZD、EUR/USD、GBP/AUD、GBP/CAD、GBP/CHF、GBP/PY、GBP/NZD、GBP/USD、NZD/CAD、NZD/CHF、NZD/JPY、NZD/USD、USD/CAD、USD/CHF、USD/JPYです。。

なお、政情の急変その他の理由により、取引通貨ペアが追加・変更・廃止される場合があります、その場合も当社 WEB サイトで告知します。

2. 取引レート

- ① 当社がお客様に提示する取引レートは、当社のカバー先から配信された取引レートを参考に、当社所定の基準に従い、当社が独自に提示する取引レートです。
- ② 当社はお客様に売値（ビッド）と買値（アスク）を同時に提示しますが、お客様はビッドの取引レートで売り注文を、アスクの取引レートで買い注文をすることが可能です。
- ③ ビッドの取引レートとアスクの取引レートには値差（スプレ

ます。

Chapter 2-2. 取引通貨

1. 取引通貨ペア

取引可能な通貨ペアは、当社 WEB サイトをご覧ください。なお、政情の急変その他の理由により、取引通貨ペアが追加・変更・廃止される場合があります、その場合も当社 WEB サイトで告知します。

2. 取引レート

- ① 当社がお客様に提示する取引レートは、当社のカバー先から配信された取引レートを参考に、当社所定の基準に従い、当社が独自に提示する取引レートです
- ② 当社はお客様に売値（ビッド）と買値（アスク）を同時に提示しますが、お客様はビッドの取引レートで売り注文を、アスクの取引レートで買い注文をすることが可能です
- ③ ビッドの取引レートとアスクの取引レートには値差（スプレ

ッド)があり、スプレッド分だけアスクの取引レートはビッドの取引レートよりも高くなっています。

- ④ スプレッドは流動性や市場環境の急変などにより変動する場合があります。

3. スワップポイントについて

お客様がご自身で保有するポジション(=未決済取引)を決済しない場合、当社はおお客様のポジションの決済期限をその翌営業日に繰り延べるロールオーバーを行います。外国為替証拠金取引においてロールオーバーの処理を行う場合、取引している各通貨国固有の金利差額を調整する目的でスワップポイントの受け払いを行います。スワップポイントについては、次の点にご留意ください。

- ① スワップポイントは各通貨の金利及び取引レートの変動により、日々変動します。
- ② スワップポイントの受け払いは、金利情勢により逆転する可能性があります。
- ③ スワップポイントの計算は、繰り延べ(ロールオーバー)を行う日数を基に算出するので、その他の算定条件が同一であったとしても当該通貨国の休日により変化します。
- ④ スワップポイントの受取額と支払額にはスプレッドがあります。同一通貨ペアの売りと買いのスワップポイントは、対

ッド)があり、スプレッド分だけアスクの取引レートはビッドの取引レートよりも高くなっています

- ④ スプレッドは流動性や市場環境の急変などにより変動する場合があります

3. スワップポイントについて

お客様がご自身で保有するポジション(=未決済取引)を決済しない場合、当社はおお客様のポジションの決済期限をその翌営業日に繰り延べるロールオーバーを行います。外国為替取引においてロールオーバーの処理を行う場合、取引している各通貨国固有の金利差額を調整する目的でスワップポイントの受け払いを行います。スワップポイントについては、次の点にご留意ください。

- ① スワップポイントは各通貨の金利及び取引レートの変動により、日々変動します
- ② スワップポイントの受け払いは、金利情勢により逆転する可能性があります
- ③ スワップポイントの計算は、繰り延べ(ロールオーバー)を行う日数を基に算出するので、その他の算定条件が同一であったとしても当該通貨国の休日により変化します
- ④ スワップポイントの受取額と支払額は、同一通貨ペアの場合でも異なります

象とはなりません。

- ⑤ 各通貨国固有の金利差が小さい場合、売りポジション、買いポジションともに支払いとなる場合があります。

Chapter 2-3. 証拠金

1. 証拠金に関する用語

名 称	内 容
残高	入出金、実現損益及びスワップポイントの <u>受払い</u> を反映させた、お客様の資金残高

(略)

※お客様の取引口座の状況により、ご希望額の出金ができない場合がありますので、予めご了承ください。

(略)

Chapter 2-4. 注文

1. 注文の種類

注文には、次の種類があります。

(略)

※成行、指値、逆指値等の注文は、お客様の端末において提示されたとおりの価格で約定することが保証されているものではなく、急変時又は約定処理若しくは通信上のタイミングによって、提示価格

- ⑤ 各通貨国固有の金利差が小さい場合、売りポジション、買いポジションともに支払いとなる場合があります

Chapter 2-3. 証拠金

2. 証拠金に関する用語

名 称	内 容
残高	入出金、実現損益及びスワップポイントの <u>受け払い</u> を反映させた、お客様の資金残高

(略)

※お客様の取引口座の状況により、ご希望額の出金ができない場合がありますので、予めご了承ください

(略)

Chapter 2-4. 注文

11. 注文の種類

注文には、次の種類があります。

(略)

※成行、指値、逆指値等の注文は、提示されたとおりの価格で約定することが保証されているものではなく、急変時又はタイミングによって、提示価格と約定価格とに差（スリッページ）が生じる場合

<p>と約定価格とに差（スリッページ）が生じる場合があります。成行、指値、逆指値等の注文を発注する場合には、スリッページの許容幅を設定する機能があります。</p> <p>（略）</p> <p>4. <u>注文の変更・取消し</u></p> <p>注文の変更・取消しは以下の通りです。</p> <p>①約定前の注文（指値注文等）は変更・<u>取り消し</u>が可能です。</p> <p>②決済のための指値注文等は、対象ポジションが成行注文等により決済された場合には、自動的に取り消されます。</p> <p>③取引時間外（週末を含みます。）には、<u>注文の変更・取消しを行うことができません。</u></p> <p>5. 取引数量について</p> <p>最低取引通貨単位は各通貨ペア 1 万通貨単位以上（刻み幅は 1 通貨単位）です。</p> <p>6. （略）</p> <p>7. 取引手数料</p>	<p>があります。成行、指値、逆指値等の注文を発注する場合には、スリッページの許容幅を設定する機能があります。</p> <p>（略）</p> <p>4. <u>注文の変更・取り消し</u></p> <p>注文の変更・取り消しは以下の通りです。</p> <p>①約定前の注文（指値注文等）は変更・<u>取り消し</u>が可能です</p> <p>②決済のための指値注文等は、対象ポジションが成行注文等により決済された場合には、自動的に取り消されます</p> <p>5. 取引数量について</p> <p>最低取引通貨単位は各通貨ペア 1 万通貨単位以上（刻み幅は 1 通貨単位）です。<u>また呼び値の最小単位は各通貨ペア共通で 0.1pip とします。</u></p> <p><u>米ドル/日本円の場合は 0.001,ユーロ/米ドルの場合は 0.00001 が呼び値となります。</u></p> <p><u>1pip は日常用いられる通貨単位の 1/100 となります。（日本円の場合 0.01 円 = 1 銭）</u></p> <p>6. （略）</p> <p>7. 取引手数料</p>
--	--

<p>取引手数料は、新規・決済ともに無料です。但し、取引価格にはスプレッドがあり、これがお客様の負担することとなる取引コストとなります。</p> <p>8. <u>受渡取引について</u> 本取引では、受渡取引（Chapter 5. 「取引用語」をご参照ください。）はできません。差金決済によるお取引となります。建玉は、反対売買による決済により、手仕舞うことができます。</p> <p>9. <u>決済に伴う損益の授受</u> 反対売買による決済の結果生じた損益は、下記の計算式により算出し、証拠金から清算されます。</p> <p><u>《決済通貨が日本円である通貨ペア》取引通貨数量 × 約定価格差</u></p> <p><u>《決済通貨が日本円ではない通貨ペア》取引通貨数量 × 約定価格差 × 円換算レート</u></p> <p>※約定価格差とは、新規建玉時の約定価格と決済約定価格との差ですが、建玉の売買の別により計算方法が異なります。</p> <p>10. <u>取引に起因する債務の履行の方法</u> 本取引にて発生したお客様の債務の履行は、必要額を日本円にて当社へ入金する方法に限ります。</p>	<p>取引手数料は、新規・決済ともに無料です。</p> <p><u>(新設)</u></p>
--	--

Chapter 2-5. 入出金

1. (略)
2. 証拠金の預託方法及び取引口座の反映

お客様による証拠金の預託は、当社指定の金融機関銀行口座へ円貨による送金により行っていただきます。当社指定金融機関口座へ送金された証拠金については、係る入金を当社指定の金融機関口座において着金が確認され、かつ、当社における事務処理が完了した時点でお客様の取引口座に反映されるため、お客様が送金手続きをされてから取引口座に反映されるまで、一定のタイムラグが生じることにご注意ください。特に、銀行等金融機関による処理の遅延その他の理由により入金の確認が遅延し、その結果ロスカット等が発生した場合につきましては、当社は責任を負いかねますので、余裕をもった資金管理を行っていただきますようお願いいたします。なお、証拠金の入金に係る送金手数料は、お客様のご負担となります。

クイック入金のご利用にあたっては、マイページのご案内に従ってお手続きください。クイック入金は手数料にてご利用頂けます(但し、一部金融機関においては、お客様と当該金融機関との契約の内容によっては、クイック入金においても送金手数料が発生する場合がございます。詳細につきましては、ご利用の金融機関へお問合せください。)

Chapter 2-5. 入出金

1. (略)
2. 証拠金の預託方法及び取引口座の反映

お客様による証拠金の預託は、当社指定の金融機関銀行口座へ円貨による送金により行っていただきます。当社指定金融機関口座へ送金された証拠金については、係る入金を当社指定の金融機関口座において確認が完了した時点でお客様の取引口座に反映されるため、お客様が送金手続きをされてから取引口座に反映されるまで、一定のタイムラグが生じることにご注意ください。特に、銀行等による処理の遅延その他の理由により入金の確認が遅延し、その結果生じたロスカット等につきましては、当社は責任を負いかねますので、余裕をもった資金管理を行っていただきますようお願いいたします。なお、証拠金の入金に係る送金手数料は、お客様のご負担となります。

3. 出金手続き

出金の依頼は、余剰証拠金の額を上限として、当社 WEB サイトの出金依頼フォームに入力・送信を行う方法により行っていただきます。当社は、各営業日の日本時間午後 3 時までに出金依頼を受けた場合、当該依頼が有った日から起算して金融機関 5 営業日以内に、口座開設時に登録又はマイページにて登録変更されたお客様名義の金融機関口座へ送金する方法により出金いたします。出金に関しては、以下にご留意ください。

- ① 出金依頼は、必ず出金依頼フォームにより行ってください。
- ② 当社が出金依頼を受付けた後出金がされるまでの間、出金依頼された金額は出金予約として扱われます。
- ③ 出金手続きは、原則 1 日 1 回を限度とします。
- ④ 一部出金のご依頼は、1 万円以上とさせていただきます。
- ⑤ 各営業日の日本時間午後 3 時までに出金依頼された場合、原則として同時刻を過ぎると金額変更や出金予約の取り消しができなくなります。
- ⑥ 出金に係る送金手数料は、当社が負担します。

Chapter 2-6. ロスカット

(1) 値洗いについて

本取引では、リアルタイムにて、お客様の取引口座における未決

3. 出金手続き

出金の依頼は、余剰証拠金の額を上限として、当社 WEB サイトの出金依頼フォームに入力・送信を行う方法により行っていただきます。当社は、各営業日の日本時間午後 3 時までに出金依頼を受けた場合、当該依頼が有った日から起算して金融機関 5 営業日以内に、口座開設時に登録されたお客様名義の金融機関口座へ送金する方法により出金いたします。出金に関しては、以下にご留意ください。

- ① 出金依頼は、必ず出金依頼フォームにより行ってください
- ② 当社が出金依頼を受付けた後出金がされるまでの間、出金依頼された金額は出金予約として扱われます
- ③ 出金手続きは、原則 1 日 1 回を限度とします
- ④ 一部出金のご依頼は、1 万円以上とさせていただきます
- ⑤ 各営業日の日本時間午後 3 時までに出金依頼された場合、原則として同時刻を過ぎると金額変更や出金予約の取り消しができなくなります
- ⑥ 出金に係る送金手数料は、当社が負担します

Chapter 2-6. ロスカット

(1) 値洗いについて

本取引では、リアルタイムにお客様の取引口座における未決済ポ

済ポジションの値洗い（時価評価）を行います。値洗いは、買いポジションに対してはビッドの取引レートで、売りポジションに対してはアスクの取引レートで評価します。

(2) ロスカットについて

上記の値洗いの結果、余剰証拠金が0（ゼロ）を下回った場合（有効証拠金の額が必要証拠金の額未満となった状態であり、証拠金維持率が100%未満になった場合）、お客様の全てのポジションが、自動的に成行注文による反対売買により決済されます。この一連の処理をロスカットと呼び、お客様の資産を保全することを目的とした制度ですが、市場の動向により、お客様が預託された取引証拠金を超える損失が生じる可能性があります。ロスカットについては以下にご留意ください。

- ① （略）
- ② （略）
- ③ ロスカットによる強制決済は、ロスカットライン（証拠金維持率100%未満）に達した時点で成行注文にて反対売買されるため、流動性の極端な低下によりロスカットの判定と強制決済にタイムラグが生じ、損失が拡大する可能性があります
- ④ ロスカットによって反対売買が行われた結果、お客様に債務が生じた場合は、お客様は当社が指定する期日までに当社に対して残債務の弁済を行う必要がございます。

ジションの値洗い（時価評価）を行います。値洗いは、買いポジションに対してはビッドの取引レートで、売りポジションに対してはアスクの取引レートで評価します。

(2) ロスカットについて

上記の値洗いの結果、余剰証拠金が0（ゼロ）を下回った場合、お客様の全てのポジションが、自動的に成行注文による反対売買により決済されます。この一連の処理をロスカットと呼び、お客様の資産を保全することを目的とした制度ですが、市場の動向により、お客様が預託された取引証拠金を超える損失が生じる可能性があります。ロスカットについては以下にご留意ください。

- ① （略）
- ② （略）
- ③ ロスカットによる強制決済は、成行注文と同様に処理されるため、流動性の極端な低下によりロスカットの判定と強制決済にタイムラグが生じ、損失が拡大する可能性があります
（新設）

Chapter 2-8. 取引に関する書面

本取引では、取引に関する書面（契約締結時の交付書面、取引残高報告書、証拠金の受領に係る書面その他金融商品取引法の定めにより交付すべき書面を含みます。）は、当社の提供する取引プラットフォーム又は WEB サイト等を利用した電磁的方法（レポート。）により随時交付することとし、郵送等による紙媒体での交付は行いません。お客様におかれましては、電磁的方法により交付される各書面の内容をよくご確認いただき、万が一記載内容に疑義や相違が生じた場合は、速やかに当社にご照会ください。

Chapter 2-9. 取引口座の維持等

本取引の取引口座には、口座開設費・維持費・管理費等の費用はかかりません。取引口座は原則としてお客様の意思で維持することが可能ですが、Chapter2-11 に定める取引の終了事由に該当する場合、又はお客様本人による取引が行えないと合理的に判断される場合は、本取引の提供を停止するとともに取引口座を閉鎖することがあります。お客様からの取引口座の閉鎖のお申し出につきましては、ポジションを全て決済し、証拠金を全額出金されたうえ、電子メールにより当社へご依頼ください。なお、口座閉鎖後に再度取引を開始する場合は、改めて口座の開設が必要となります。

Chapter 2-8. 取引に関する書面

本取引では、取引に関する書面（契約締結時の書面、取引残高報告書、証拠金の受領に係る書面その他金融商品取引法の定めにより交付すべき書面を含みます。）は、当社の提供する取引プラットフォームを利用した電磁的方法（レポート。）により随時交付することとし、郵送等による紙媒体での交付は行いません。お客様におかれましては、電磁的方法により交付される各書面の内容をよくご確認いただき、万が一記載内容に疑義や相違が生じた場合は、速やかに当社にご照会ください。

Chapter 2-9. 取引口座の維持等

本取引の取引口座には、口座開設費・維持費・管理費等の費用はかかりません。取引口座は原則としてお客様の意思で維持することが可能ですが、Chapter2-11 に定める取引の終了事由に該当する場合、又はお客様本人による取引が行えないと合理的に判断される場合は、本取引の提供を停止するとともに取引口座を閉鎖することがあります。お客様からのお申し出による取引口座の閉鎖は、ポジションを全て決済し、証拠金を全額出金されたうえ、電子メールで当社にご依頼ください。なお、口座閉鎖後に再度取引を開始する場合は、改めて口座の開設が必要となります。

Chapter 2-10. 税金について

個人が行った店頭 FX 取引で発生した益金（売買による差益及びスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。）は、2012 年 1 月 1 日の取引以降、「先物取引に係る雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が 15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が 5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降 3 年間繰り越すことができます。法人が行った店頭 FX 取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。
(略)

Chapter 3. 店頭 FX 取引に関する禁止行為

当社は金融商品取引法による規制対象商品である店頭 FX 取引の受託等（一般顧客を相手方として店頭 FX 取引を行い、若しくは一般顧客のために店頭 FX 取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う行為をいいます。以下同じ。）に関して、下記の禁止行為を遵守します。
(略)

■ Chapter 4. 会社概要

Chapter 2-10. 税金について

個人が行った店頭 FX 取引で発生した益金（売買による差益及びスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。）は、2012 年 1 月 1 日の取引以降、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が 15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が 5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降 3 年間繰り越すことができます。法人が行った店頭 FX 取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。
(略)

Chapter 3. 店頭 FX 取引に関する禁止行為

当社は金融商品取引法による規制対象商品である店頭 FX 取引の受託等（一般顧客を相手方として店頭 FX 取引を行い、又は一般顧客のために店頭 FX 取引の媒介、取次ぎもしくは代理を行う行為をいいます。以下同じ。）に関して、下記の禁止行為を遵守します。
(略)

■ Chapter 4. 会社概要

当社の概要について

【商号】

EZ インベスト証券株式会社

【本店】

〒106-0044 東京都港区東麻布二丁目22番5号 ベルス麻布
2階

代表電話：0120-205-810 FAX：(03)5572-7742

【設立年月日】

平成17年3月16日

【事業内容】

金融商品取引業（第一種金融商品取引業）

【登録番号】

（略）

【資本金】

3億1,350万円（平成29年6月28日現在）

【代表者】

代表取締役 ヨアブ ケイダー

制定 平成27年9月29日

当社の概要について

【商号】

EZ インベスト証券株式会社

【本店】

〒106-0044 東京都港区東麻布二丁目22番5号 ベルス麻布
2階

代表電話：(03)5572-7741 FAX：(03)5572-7742

【設立年月日】

平成17年3月16日

【事業内容】

第一種金融商品取引業

【登録番号】

（略）

【資本金】

4億9000万円（平成28年8月3日現在）

【代表者】

代表取締役社長 デビッド アレン

制定 平成27年9月29日

改定 平成 28 年 1 月 4 日
改定 平成 28 年 9 月 12 日
改訂 平成 29 年 7 月 20 日

改定 平成 28 年 1 月 4 日
改定 平成 28 年 9 月 12 日